

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費者教育担い手育成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

電話番号：058-272-1111 (内 2985) E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 386千円 (前年度予算額： 386千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	386	386	0	0	0	0	0	0	0
要求額	386	193	0	0	0	0	0	0	193
決定額	386	193	0	0	0	0	0	0	193

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・平成24年12月の消費者教育推進法施行に伴い、県では平成26年3月に岐阜県消費者教育推進計画を策定、その後、平成29年3月には岐阜県消費者教育推進計画を包含した新たな岐阜県消費者施策推進指針を策定、令和2年3月には、同指針の改定を行った。
- ・上記指針の柱として掲げる「ライフステージに応じた消費者教育の推進」、すなわち県民の誰もが、様々な場で消費生活について学ぶ機会が提供できるよう、消費者教育の担い手となる人材を育成していく必要がある。

(2) 事業内容

消費者啓発推進員スキルアップ研修会等の開催

- ・消費生活に関する最新情報の提供や寸劇の実演等

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・すべての県民が、消費者教育を受けることができる機会を提供するため、県が主体となって事業を進めることが重要である。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	52	講師等謝金
旅費	221	費用弁償
消耗品	36	教材購入費
会議費	1	講師飲料
役務費	1	切手代
使用料	75	会場使用料
合計	386	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
(2) 安らかに暮らせる地域
3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 1 消費者教育・啓発

(2) 国・他県の状況

- ・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他県が消費者教育を推進

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

県民の誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供するため、消費者教育の担い手となる人材育成に取り組む。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費者教育担い手育成者研修参加率		53.0% (H30)	49.5% (R1)	75% (R6)	66%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

- ・ 事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
消費者啓発推進員スキルアップ研修会開催
県、市消費生活相談員研修（担い手研修会）開催

（前年度の成果）

- ・ 前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
消費者教育の担い手である県・市消費生活相談員、消費者啓発推進員等の多くが研修に参加し、消費者教育担い手としての意識を深めることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	令和2年3月に改定された「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき事業を実施していく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	県・市の消費生活相談員、消費者啓発推進員の多くが研修会に参加し、消費者教育担い手としての人材育成が図られた。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	研修実施方法について、専門的知識・経験豊富な講師と調整し、効率的な事業実施を図る。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 消費者被害に遭わない自立した消費者を育成するため、消費者教育の担い手となりうる人材を継続して育成する必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地域における消費者教育の担い手育成を継続して実施していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	